

理事長選考会議の運営に係る確認事項

平成 24 年 3 月 7 日：第 3 回理事長選考会議資料
 (平成 23 年度第 2 回理事長選考会議時点)

区 分		今期の理事長選考会議の運営に係る確認事項
選考会議の運営，選考の基本的事項について		<p>新旧大学の理事長選考会議は合同開催，合同審議を原則とする。</p> <p>旧大学廃止後の旧大学理事長選考会議委員はオブザーバーとして参加する。</p> <p>合同会議の進行は，県立広島大学理事長選考会議の議長が務める。</p> <p>候補者の選考については，審議を尽くした上で，理事長選考会議ごとに採決により行う。</p> <p>候補者の選考結果が新旧理事長選考会議で異なる場合は，新大学の選考結果を優先する。</p>
選考対象者の推薦について		<p>理事長選考会議委員が推薦者となることのできない規定を設ける。</p> <p>教職員の推薦要件は現行どおり 15 名以上とする。</p> <p>推薦者が意見を述べる場合は，あらためて設定しない。</p>
選考について	選考基準	選考の視点については前回の理事長選考における視点を参考に現委員で審議して定める。
	書類審査	書類審査については現行どおりとする。
	面接審査	面接はプレゼンテーション及び個別質問により行う。 共通質問事項の内容をプレゼンテーションの課題に含める。
	最終審査及び選考	採決については記名投票により行う。 投票者に係る情報の取扱に十分留意する。
	議長の採決権	議長は採決に加わらない。（地方自治法の規定に準ずる。）
	学内の意向の把握	意向把握のための仕組みとして経営審議会と教育研究審議会の委員から意見を聴く規定を設ける。 意見の聴取は意見書により行う。
公表について	提出書類等	第 3 回理事長選考会議において審議
	審議資料	
	審査・審議状況	